

## 学校法人浪速学院役員及び評議員の退職慰労金規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人浪速学院の役員（理事長、理事及び監事を含む）及び評議員が退任（解任及び死亡した場合を含む。以下同じ）した場合の退職慰労金の支給について定めることを目的とする。

### (退職慰労金の支給、算出方法等)

第2条 役員及び評議員が退任したときは、その者に退職慰労金を支給する。

2 常勤の理事長の退職慰労金は、その職を退任した日のその者の報酬年額を基準報酬額とし、その額に100分の25の割合で乗じ、在任年数を乗じて得た額に理事会が0.0から3.0の範囲内でその功績に応じて決定する率（功績率）を乗じて得た額とする。

・退任時の報酬年額×25/100×在任年数×功績倍率＝退職慰労金

3 常勤の理事の退職慰労金は前2項の算出方法に準じて支給する。

4 前2項及び3項の在任年数は理事長及び理事へ就任した月から起算し、退任の月までとし在任年数の計算において、1年未満は月割り計算とする。

5 理事・監事の退職慰労金は、1期任期満了退任時に5万円を支給し、引き続き理事・監事に就任した場合は、最終退任時に5万円に任期満了期回数を乗じた金額を支給する。

6 評議員の退職慰労金は、任期満了ごとに3万円を支給する。

7 本人の指定する本人名義の金融機関に口座振込、または現金により支給する。

### (功労加算金)

第3条 在任中に功労のあった役員に対しては、退職慰労金の基準額の30%の範囲内において功労加算金として支給することがある。

### (死亡のときの取扱い)

第4条 役員及び評議員が死亡により退任した場合の退職慰労金は、その遺族に支給するものとする。

### (退職慰労金の最高限度額)

第5条 第2条2項の規定により計算した退職慰労金の額が、役員の退任の日における報酬年額に10を乗じて得た額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職慰労金の額とする。

2 最高限度額には第3条の功労加算金を含まない。

(支給時期)

第6条 退職慰労金は、業務の引継ぎを完全に終了させ、かつ、学校法人に対して返済すべき債務があるときはその債務を返済した日から、2ヶ月以内に一時金として支給する。

(相談役・顧問)

第7条 この規程は、退職した役員を相談役または顧問及びそれに準じて任用し、相当額の報酬を支払うことを妨げるものではない。

附 則

1. この規程は、平成22年12月10日から施行する。
2. この規程の改正（法人名称変更による）は、平成23年4月1日より施行する。
3. この規程は、平成26年5月1日から施行する。
4. この規程は、平成27年4月1日から施行する。
5. この規程は、令和2年4月1日から施行する。